

## 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の継続を求める意見書

軽油引取税は昭和31年に地方税の道路目的税として創設されたが、漁業用軽油については免税措置が講じられていた。

平成21年度税制改正において、道路特定財源制度が廃止されたことに伴い、軽油引取税は目的税から普通税に移行され、その免税措置は平成24年3月31日をもって廃止されることとなった。

このような中、漁業経営を取り巻く状況は、燃油価格の高騰、魚価の低迷などから深刻な影響を受けており、さらに、燃料として主に軽油を使用している沿岸漁業者の中には零細漁業者も多く、軽油引取税の免税措置が廃止されると、漁業経営は一段と圧迫され、漁業者は廃業にさえ追い込まれかねない。

漁業者が地元住民に対し、地元水産物を安定して供給し続けるためには、漁業者の経営安定が必要であり、本市漁業の存続のためには、軽油引取税の免税措置は不可欠である。

よって、政府におかれては、本市漁業の存続及び水産物の安定供給のためにも、軽油引取税の免税措置を今後も継続するよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月3日

藤 沢 市 議 会

内閣総理大臣 }  
総務大臣 } あて  
財務大臣 }  
農林水産大臣 }